

京都市告示第340号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を廃止及び一部廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成28年10月7日

京都市長 門川大作

(指定水路等)

整理番号	名称	起終	点
1	勧修寺水0127号	山科区勧修寺閑林寺89番地の1地先 同上	点

(廃止水路等)

整理番号	名称	起終	点
1	西野水0012号	山科区東野竹田1番地の1地先 同上	点
2	東野水0017号	山科区東野竹田1番地の1地先 同上	点
3	川田水0009号	山科区川田欠ノ上33番地の1地先 同上	点
4	川田水0013号	山科区川田清水焼団地町2番地の3地先 同上	点
5	大宅水0047号	山科区大宅辻脇町12番地の3地先 同町16番地の1地先	点

(一部廃止水路等)

整理 番号	名称	起 終	点 点
1	榊辻水0002号	山科区榊辻東潰35番地の8地先 同上	
2	勧修寺水0001号	山科区勧修寺閑林寺81番地の3地先 同町90番地の3地先	

(建設局土木管理部道路明示課)